

## 随意契約理由書

1 案件名称

視聴覚設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、視聴覚設備の機能を保持するための保守点検を行うものである。

視聴覚設備は、協和テクノロジーズ株式会社が設備の設計を行い、構築したものであり、今回の業務においては、視聴覚設備の各種設定及び構成を熟知する上記事業者が本業務を実施できる唯一の事業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9851）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

危機管理情報システム運用業務

### 2 契約の相手方

株式会社エレクトリック・マテリアル

### 3 随意契約理由

危機管理情報システムは、有事の際に要配慮者支援施設職員の携帯電話等に対し、緊急情報の自動メール配信や避難情報などの緊急通知メールを迅速かつ的確に配信することを目的とした極めて重要なシステムであり、いかなる危機事態発生時においても確実にその業務を遂行する必要があることから、常にその機能を万全な状態に維持することが重要である。

本業務は、危機管理情報システムの機能を維持するために、運用保守及び機器点検等の業務を行うものであり、システムの仕様・構成を熟知し、最も適切に業務を行うことが可能であり、危機管理情報システムの機能を均一かつ継続的に維持することができる。また、作業時における突発的な障害発生時には、早急な原因の究明と対策を行う必要があり、これはシステムの仕様を熟知していなければ対応できず、さらには対応後の責任及び機能についての保証に一貫性を持たせる必要があることから、株式会社エレクトリック・マテリアル以外に本業務を行わせる事が出来ない。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9793）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市防災行政無線設備保守業務委託

### 2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

### 3 随意契約理由

本委託は、防災行政無線設備が正常に動作するために(株)日立国際電気に保守業務を委託するものである。

防災行政無線設備については、固定系と同報系があり、同報系については平成2～3年度に444局設置し、平成27～28年度には121局を緊急整備して増設している。令和1～2年度のデジタル化工事により当初設置の444局が新たにこれまでのアナログからデジタル方式に変更されたが、これまでも含め全ての無線設備についての工事・製作・据付・施工・保守について(株)日立国際電気が請け負っている。

防災行政無線設備の保守を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 履行期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

危機管理情報システム秘匿化通信網提供等サービス業務

### 2 契約相手方

アイテック阪急阪神株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、緊急時に防災情報を迅速・確実に伝達をすることを目的として整備した危機管理情報システムにおいて、情報セキュリティ対策の強化のため、本市危機管理情報システムネットワーク経路の秘匿化とインターネット回線の集約化を行うものである。

本市危機管理情報システムネットワーク経路の秘匿化と集約化は、上記業者が所有するネットワークを利用して、本市閉域網ネットワークを構築し、サービスとして提供・運用しているものであることから、上記業者が本サービスを提供できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9793）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託
- 2 契約相手方  
株式会社 ドーン
- 3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、令和 3 年 4 月 1 日からユーザーに対してリリースし、運用を開始したところであるが、避難所等のデータベースは、受注者のデータセンターを利用する必要があり、本システムの使用にあたっては、常に最新の情報を市民に提供するため、開発業者が定期的にデータの更新を行う必要がある。

また、持続的な利用に向けたサーバー・データ管理、運用保守費用内での OS バージョンアップ、セキュリティ対応（ウィルス定義ファイル更新など）、防災・防犯対策、障害発生時の対応が必要となる。

本システムは、本システム開発と密接不可分の関係にあり、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件は本システムの開発事業者である株式会社ドーンに対し、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署  
危機管理室危機管理課 (06-6208-7388)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市災害時市民向け情報提供システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 ドーン

3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、株式会社ドーンが開発し、本市が令和3年4月1日から運用を開始している。

今般の機能改修は、画面レイアウトのデザイン変更及び気象レーダー、震央分布情報の表示など、本システムのコンテンツをより充実させるためのものであり、株式会社ドーンが開発したアプリパッケージへの機能追加であるため、株式会社ドーンが本業務を実施できる唯一の事業者である。

以上の理由により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、株式会社ドーンと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-7388)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

同報系防災行政無線システム改修業務委託

### 2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

### 3 随意契約理由

防災行政無線設備については、固定系と同報系があり、同報系については平成 2～3 年度に 444 局設置し、平成 27～28 年度には 121 局を緊急整備して増設している。令和 1～2 年度のデジタル化工事により当初設置の 444 局が新たにこれまでのアナログからデジタル方式に変更されたが、これまでも含め全ての無線設備についての工事・製作・据付・施工・保守について(株)日立国際電気が請け負っている。

防災行政無線システムの改修を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 履行期間

契約締結日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市防災情報システム改修業務委託

2 契約相手方

日本アイ・ビー・エム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市防災情報システムのシステム間連携等の改修作業を実施するものである。

当該システムは、日本アイ・ビー・エム株式会社が保有するパッケージを元に開発されたシステムであり、改修作業においても、システムの各種設定及び構成等の管理情報を保有するベンダである上記業者が、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課 （電話番号 06-6208-9795）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

うめきた2期地区への同報系防災行政無線整備及び X(Twitter)バージョンアップに伴うシステム改修業務委託

### 2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

### 3 随意契約理由

防災行政無線設備については、固定系と同報系があり、同報系については平成2～3年度に444局設置し、平成27～28年度には121局を緊急整備して増設している。令和1～2年度のデジタル化工事により当初設置の444局が新たにこれまでのアナログからデジタル方式に変更されたが、これまでも含め全ての無線設備についての工事・製作・据付・施工・保守について(株)日立国際電気が請け負っている。

本案件について、うめきた2期地区開発に伴い、新たに同報系防災行政無線設備を整備し、一斉配信システムから配信できるように画面改修や制御機能追加のシステム改修を行う。

また、一斉配信システムから X(Twitter)へ警報情報等の配信を行っている。

X(Twitter)がバージョンアップにより、一斉配信システムから X(Twitter)へ連携するための API の改修を行う。

防災行政無線設備(一斉配信システム含む)の改修を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 履行期間

契約締結日 ～ 令和6年3月31日

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和6年能登半島地震発災に伴う職員派遣に係る人員搬送

2 契約の相手方

日本交通株式会社

3 随意契約理由

令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災者支援のため本市職員を被災自治体へ早急に派遣する必要が生じた。

緊急の必要性により対応できる業者を調査したところ、被災地まで手配可能な会社が日本交通株式会社しかなかった。

このことから、今回の緊急輸送を円滑に実施することのできる唯一の事業者である上記事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（電話番号 06-6208-9808）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市防災情報システム改修業務委託（その2）

2 契約相手方

日本アイ・ビー・エム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市防災情報システムのシステム間連携等の改修作業を実施するものである。

当該システムは、日本アイ・ビー・エム株式会社が保有するパッケージを元に開発されたシステムであり、改修作業においても、システムの各種設定及び構成等の管理情報を保有するベンダである上記業者が、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課 （電話番号 06-6208-9795）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

被災者支援システム改修業務委託

### 2 契約相手方

システムスクエア株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、発災時に迅速な被災証明書等の発行を目的とした被災者支援システムについて、庁内情報利用端末の Windows11 導入に伴う設定変更用プログラム及びサーバーパソコンの設定変更とシステムモジュールの改修作業を実施するものである。

当該システムは、財団法人地方自治情報センター提供の被災者支援システムをシステムスクエア株式会社が環境設定したものであり、当該改修業務を行うためには、システム構成や環境設定を熟知していなければ対応できない。さらに業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性があること等を鑑みると、同社以外に本業務を実施することができないものである。

したがって、本業務については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

危機管理室 危機管理課 （電話番号 06-6208-9866）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

避難者向けインターネット接続環境提供方式の変更に伴う大阪市教育情報ネットワーク設定変更業務委託

### 2 契約相手方

日本電気株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、避難所開設時の避難者のインターネット利用を想定し、学校園に設置されている無線アクセスポイントの設定を変更し、利用時に ID、パスワード等による認証が不要なネットワーク（Wi-Fi）を開放する作業について、発災時により迅速に実施できるよう改修を実施するものである。

当該作業は、教育委員会事務局が管理しているネットワーク環境に対して実施する設定作業であり、当該ネットワークは上記業者が構築及び運用保守を行っているため、ネットワークの仕様・構成を熟知し、当該業者のみが適切に業務を行うことが可能であり、その機能を均一かつ継続的に維持することが可能である。また、作業時における突発的な障害発生時には、早急な原因の究明と対策を行う必要があり、これはネットワークの仕様を熟知していなければ対応できず、さらには対応後の責任及び機能についての保証に一貫性を持たせる必要があることから、上記業者が本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

危機管理室 危機管理課 （電話番号 06-6208-9851）